SSKR

No.36



編集人 特定非営利活動法人 東京難病団体連絡協議会 理事長 原田 久生

事務局

T155-0033 世田谷区代田 4-30-15-1F TEL · FAX 03-3321-0300 (留守電になっている場合、 お急ぎの方は下記へ)

難病生活相談のため、「東京都難病ピア相談室」(NPO法人東京難病団体連絡協議会が業務受託) におります 平日 午前10時から午後4時まで TEL03-3446-0220(相談専用) 03-3446-1144(予約・問い合わせ)

します。 し案は、

薬や手術に対応できる「高額療養費制 誰もが難病やがんになっても高額 がやっとできた時、 私たちは、



挨

高額療養費制度」 凍結若しくは白紙撤回を要望 負担 上限額見直 拶

まで凍結または白紙撤回することを求 者団体は、 正を検討するとしました。 患者団体の凍結要望に応え、長期の高 額治療を続ける患者に配慮した形で修 負担上限額見直し案です。 案件がおきました。 厚労省 新春早々我々にとって緊急を要する (福岡大臣)は、 修正するのではなく、 「高額療養費制度 しかし、患 難病やが あく h

ら呈してきました。 年初頭当時のように、 られたことすら問題なのに、二〇〇〇 療を断念する暗黒の時代に戻る様相す めています。 当事者の意見を聞くこともなく決め 高額のために治

次年度

現

相

を図ってほしいと思います。 扶助」「応能負担」の考え方で再構築 までに当事者を入れた会議体で この課題が頓挫しないように、 政権は、来年度予算審議・採決の中で めていただきたい。また、厚労省・

層のご理解とご支援を賜りま お願い 申 し上げます。 理事長 原 田 久生

も他にいくらでも方法があるのではな 加で医療保険の財政が悪化したとは いかと思います。 んなに喜んだことでしょう。 しかし、政権が変わ 高額療養費制度に手を付けなくて 新しい治療や高額な薬の利用数増 ŋ 高齢化が進

とがあります。 対し保険適応の見直し等まだすべきこ な支給の見直し、 例えば入院日数の減少化、 診療医療サービスに 薬の 過剰

事前に当事者の意見を聞いたうえで決 存在があったのではないでしょうか。 可能とすることができる制度としての 患者にとっての「就労と治療の両立」を そもそも、この「高額療養費制度」は 今後、命に関わる課題については、

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) SSKR增刊第10244号 2025 年 2 月 14 日発行



厚生労働省へ、要望書を提出し、 要請行動をしました。

ば働ける難病患者が就労に結びつくよう、 帳を持たない人への福祉サービスの周知と配慮があれ 受ける際の環境改善など国への要望を訴えました。 を訪問し、 した。障害福祉サービスや難病患者を取り巻く医療を 現場の声から、 濱地雅一副大臣へ、要望書を直接手渡しま 20項目の要望にまとめて、障害者手 企業などに

足した「こども家庭庁 ありました。新しく発 らの回答と質疑応答が 生労働省共用第4会議 ら十二時の二時間、 の担当者も参加されま 一六日(金) また、改めて、 (中央合同庁舎5号 階) にて担当者か 一〇時か 厚



令和六年四月四日(木)午後五時半~六時、厚労省

の対象に難病患者を含めること、

また、

介護や福

用

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR增刊第10244号



東京都予算に対する 知事ヒアリングに参加

れました。 の東京都予算に対する知事ヒアリング」が対面で行わ 都庁第一本庁舎七階大会議場において、「各種団体から 令和六年十二月五日(木)十六時二○分から一○分間、

福祉局長が出席されました。 小池都知事、副知事、特別秘書、財務局長、保健医療局長 東難連側は、 加盟団体代表十五名が参加。東京都側 ば

京都予算に対する東難連からの つに絞って説明いたしました。 都知事の挨拶の後、 原田理事長から、 18の全体要望の内、 令和七年度東 4

- 東京都難病ピア相談室」 の機能の拡充・充実
- 新生児スクリーニング 障害福祉サービスが の拡大・無償化 難
- 災害対策(要配慮者 援)の推進 自治体ごとに差がでな いように 支
- 算措置について直接回答を いただきました。 後日、 小池都知事より予



1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR増刊第 10244 号

令和7年度東京都予算に関して

各局担当者との回答説明会





八月二十九日(木)

政党ヒアリングを行いました

東京都議会立憲民主党

都議会公明党

都民ファーストの会東京都議団

都議会生活者ネットワーク

九月三日(火)

日本共産党東京都議会議員団

東京都議会自由民主党

令和六年十月二十二日 都庁第二庁舎10階207・208会議室 ※要望書の内容につきましては、P17からP26をご覧ください。 火 十四時~十六時

-4-

「これからの難病対策を考える 担当課長からみた課題 |

厚生労働省 健康・生活衛生局

山田章平 難病対策課長

2024年5月26日(日)

野育ちで、大学を出て、当時の厚生省

をさせていただきます。私は、りがとうございます。まず、宀

します。

お時間をいただきまして、

自己紹介

厚生労働省難病対策課長の

山田と申

いました。 は無料に近い形でやらせていただいてをしていて、おかげで入院の医療費等のですが、それでも年に何回かは入院

それほど重くなくて、小児喘息だった

制度が予算事業で始まりまして、

私は

疾患の対象患者でありました。ちょう

ど私が生まれる少し前ぐらいに、この

が多くなっています。その中で思い返

医療や介護の分野を主に担当すること今の厚生労働省に入省いたしました。

してみると、実は私も小児慢性事業の

り、小学校の文集を見ると、将来医者す。その頃から医療には少し興味があす。親がはじめに帰りますので、悲しくて泣いてたのをとても覚えていまくて泣いてたのをとても覚えていまの場がはじめに帰りますので、悲し

になりたいと書いてありました。その

なっています。

なと思っています。 働省を選ぶ初めのきっかけだったのか校に行けなかったりしたのが、厚生労す。その頃、体が弱くて入院したり学す。その頃、体が弱くて入院したり学働省を選ぶ初めのきっかけだったのか

その整腸剤、 剤が原因として怪しいのではないかと 発生した数年後、昭和四十四年に整腸 らいいのかといったことを皆様にお話 困っているということや今後どうした 難病課長になって苦労していること、 すが、改めて強調したいことと、私が 中で、皆様に幾つか知っておいてほし は、難病対策の今までの歴史や経緯 化しました。ここがスタート地点に いう研究班からの報告がありまして、 から始まっています。 しして議論できたらと思っています。 したところ、 難病対策は、 今日お話ししたいと思っていますの もちろんご存知かもしれないので キノホルムを発売中止に 昭和三十九年のスモン 気にこのスモンが沈静 スモンが大量に

少しずつ制度を拡充していきます。 以下ぐら 説明しますけど、 成と八つの というス 、ますの ĺ 匹 は 万七千人ということです。 十七年に、 国 研 n が 究 が ハキ で、 ています。 班 41 出 成 して、 で 病気の研究ということでス 1 0 功 始まっ この ムに 方に研 体験 四 時は今の 今は百万人を超えて 難病を克服して 0 なっていました。 きい この時 てい 0) 究してい が病気 う 、ます。 0 Ŏ の 五 ただく で 十分の 対象患者 医 その 後ほ **| 療費** L W ょ 後、 莇 昭 ń お



難病法制定の経緯

■ 東京の大学の大学、大学、「特別が大学の大学に守り」へから出こった。 (人間できる) 「他を対象が加工を行うとは関連的なか。 ① 由来りからが得るに守くさん。 類談をデータの教徒が明めたがり、 機関できる場合するという目的な教え ② 出来からからが知る生えたるですが、 表現の関係とよる (他成分の関係を対象が必要するという 大学 ・ 大学

「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針について」(基本方針)

第35回 難病対策委員会「難病対策の改革に向けた取組について」(報告書) 前たを開始機における日本報告的はた。

第186回国会(常会)に「難病の患者に対する医療等に関する法律案」を提出

「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行(110疾病を対象に医療受験点を開始)

「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立(平成26年法律第50号)

第13回 難病対策委員会「難病対策の見直し」について審議開始

平成23年 9月13日 平成24年 2月17日

8868

12 A 5 A

12月13日

5月23日

9月15日

平成26年 2月12日

平成27年 1月1日

予算を確保した範囲で事業をしますと 0 非常に大きな違いでございます。 く分かれていまして、 算事業と法律事業とい 業ということで始まっ 違うかと言いますと、予算事業と は、 この う Ó 始ま が予算事業です。 そ 0 年財務省にお願い 0 た時 は、 うの 公務員としては 7 V3 V わ が二つ ま W る予 をし た。 大き 算 何 いう て、 予 が 事

自治体はこういうことをやります、そ作って、国はこういうことをやります、一方、法律事業というのは、法律を

ができるというものであります。 要求をするのではなく、 律に書い お 金は てしまい 玉 が 負 担 、ます。 します 毎年 安定して事業 عَ 11 · う 毎年予算 Ó を法

だったのだと思います。 行率は、 とになります。 言いますと、 していきました。どうなってい 業の中で五十ちょっとまで疾病を増 組みができてきて、 昭和四 疾病から始まりまして、 多分六十五 十年 予算が足りな この時 五十年代に難病 四つ、 パ] Ō) 玉 セ ح 八つぐら ントぐら 0 41 لح 補 0) こいうこ 、たかと)予算事 莇 0 0 執 61

は、 お 自治体の なってしまいます。四月から始まっ するのですが、 自治体に申請していただいてというの は自治体の人にやっていただくの 13 ない部分も自治体で負担をして 十月ぐらいにはなくなります。 表支払い してい どういうことかと言い 今と同じ流れで医療費をお支払 いをしていたということです。 たケー できない自治体は本当に苦 方は泣く泣く国からの スが多っ 途中で国の予算がなく か ますと、 つ た。 そこで、 お支払 補助 本当に 事務 て、 が

らされて、執行率が六十五パーセン う議論であります。 るにあたって、それを何に使うかとい 税五パーセントを十パーセントに上げ した。これは何かと言いますと、消費 四年、二十五年ぐらいに税と社会保障 ない状態でありました。この平成二十 で、お金が増やせない、予算が増やせ です。ただ、国の方でも予算事業なの 億も赤字補てんをしてもらっていたの トぐらいで、自治体全体にすると何百 てくれと、こんなに予算がないのにや 言われるのは、難病施策をどうにかし 初めぐらいには、よく自治体の方から の一体改革というのを国で進めていま それ 私ども平成十年代とか二十年代 が平成の二十年代まで来まし

ドから十パーセントは何に使うのかと 対の声が大きいことも重々承知はして 対の声が大きいことも重々承知はして 対の声が大きいことも重々承知はして 対の声が大きいことも重々承知はして 対の声が大きいことも重々承知はして がるのですが、実はこの中で消費税を した。世の中的には、この五パーセン した。世の中的には、この五パーセン

> ます。 ます。 まった時に、主に年金の財源という説 になりました。これは非常に大きな を上げるのと同時に、難病の法律を を上げるのと同時に、難病の法律を とになりました。これは非常に大きな とになりました。これは非常に大きな とになりました。年金の額はかなり ます。

支払いいただくことになりました。に苦渋の決断みたいなのもあったと思うのですが、それまではほとんど自己して難病を位置付けるのと同時に、自己負担もある程度いただかなければならないということになりまして、今で言う五千円ですとか一万円、これをお言う五千円ですとか一万円、これをおこの時は多分難病団体の方にも非常

りまして、所得税ではなくて消費税では、実は制度としては非常に大事であと自己負担をお支払いするということと自己負担をお支払いするということが、五千円というのは結構大変だとはが、五千円というのは結構大変だとは

するというこということにありまあるということの意味は、皆さんがお

自分も負担している、自分も支援し自分も負担しているというのが消費税であって、一時は利用も払うんだということで、ど時は利用も払うんだということで、ど時は利用も払うんだということで、どちらかというと、今までは予算事業でお金をただいただくところから権利としてもらっていいということになって、一してもらっていいます。

というふうに思います。
権利性というものが大きくなっているきく難病の方々が医療費をもらう時のけるということなので、ここからは大が自己負担も払いながらサービスを受が自己負担を払いながらサービスを受

なく、治療方法が確立していない、希になります。発病の機構が明らかではして、上の四つの要件を満たすと難病難病というのは法律上は違っておりま難病法における定義で、難病と指定

) さらに、 行っている。

難病

発病の機構が明らかでなく

指定難病

難病のうち、患者の置かれている状況からみて 良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、 以下の要件の全てを満たすものを、 関と科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定

○思者数が本邦において一定の人数 (注) に達しないこと

○客観的な診断基準 (又はそれに準ずるもの) が確立していること

(注) 人口のおおわれ干分の一(0.1%) 程度に相当する数と原生労働省会において規定している

)治療方法が確立していない ○希少な疾病であって ○長期の療養を必要とするもの

と難病ということになりまして、 とするも 少な疾病 0) で で、 あ 0 て、 0 長期 兀 つに当てはまる 0 療養が必 玉 要

究対象となります。

なるの の六つを満たすと、 の対象ということになります。 な基準が確立してい が一定の人数に達しないこと、 ライド その \dot{o} は限られておりまして、 单 下 でさらに医療費助成の の方にあります 指定難病で医 ることの が、 四 患者数 その 客観 足す二 対 ス

この

中で大事なのは、

希少な疾病で

果を考えますと、対象が多い あ するというのが普通の発想です。 ってと書 、ます。 W 公務員、 てあるの 役所で費用 が非常に珍 方に支援

対

効

L

13

ことであります。 な薬を作っています。 究をしていますし、 難しい病気であることは確かなのです というと、患者の人数が多いからです。 ていないのです。 ることに注目して支援をしようという 患者が多いため、 難病 \tilde{o} 世界は希少な疾病 なぜ入っていない したがって癌は入 商業べ 多くの 1 -スで様 企業が であ 研 か 0

難病法における難病の定義) 難病法では、難病を「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病で あって、長期の療養を必要とする疾病」と定義し、幅広い疾病を対象として調査研究・患者支援等 を推進している。

いる。 同法では、難病のうち、患者数等の一定の要件を満たす疾病に対して、医療費助成を

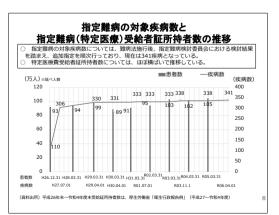
思者数等による限定は行わず、 他の施策体系が樹立されていない疾病 を幅広く対象とし、調査研究・思者支 援を推進

医療費助成の対象

す。 象者は もしれませんけれども、 ないため、 らに任せて、対象人数が少ない 中では支援対象とせずに、それ なかったりして、 ので興味を持ってくれる方が少な 注力していこうということであ そういったところはあえて これがなかなか難しく、 何人いるのか問 国会議員の方々に言っても、 自分の選挙区 皆様もご苦労されて なかなか癌とか認 匹には数 わ 机 人数が少な 人数が 百 難 人 、病気に れはそち いるか しか 人 病法 つりま 11 対 0) 少 知 11 11

> 症に比 いるので、ありがたいと思っています。 それでも支援してくださる方々 し、支援しないとい べると訴 求力が弱 研究をしないといけ それこそ少なけ けな 11 のです。 v は

ない うふうに思っています。 れば少ないほど、 あってというところ、 私たち難病対策課は特に希少な疾病



費税財源を使えるようになりました 病でした。そこから、 数十年やっている時の最後は ことでありますけれども、 はじめ は予算事業で始ま 、法律が できて、 予算事業で つ 五. 十六疾 いう 消

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR增刊第10244号

疾病数を増やすことができました。

年には、

百十疾病になり、

ります。 ぐらい増やせる予定でありまして、三 と思っています。 いますが、それも予算事業ではなく、 六から比べるとかなり増えたなとは思 三百四十一疾病になっています。 百四十八ぐらいにまで増える予定であ 法律で位置づけることができたからだ して、この四月にも三つ増え、 年には三百六疾病まで増えて ちなみに来年も七つ 現在

> というのが繰り返されます。 が 関公務員の中でよくあることなのです 難 でしたので、さらに遅れたのですが、 律 度見直したらまた何年後かに見直 病法の一 0) 原 法律を作って何年後かに見直す、 五年後の見直し、 田 一さんからもお話もあ 部改正をしています。 五年後はコロ りました法

ます。 りつつあるのが今の状況かと思 という感じでありまして、二巡目に入 ですから、ちょうど一巡したところ 五年目の見直しでどういったこ ってい



・ 期募前が会しして始結な策を扱いるよう。地域の指数を限りで研究の必ずなの一条が明し、メンーーン・ 地域な女性疾病が実施を申削りの列手を設定する。 ・ 他面前は反け他門が対策する(場所を経て関する相談を接てしていて、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にてきるようにするとともに、これ の数の込めが残りにした認知なり実施の対象が必要を考えることを明確する。

ます。 とをしたか幾つか紹介させていただき

す。 そうしますと、診断を受けてからも、 院に行きますので、そこから申請する のですが、当然一番体調が悪い時に病 行って、診断を受けて診断書をもらう 組みということであります。 いうケースがあるように聞いてい 療費助 が結構大変だとお聞きしています。 二ヶ月、三ヶ月かかってしまうと 医療費助成を円滑に受けら 状 が 重症 成 0) 申請をするまでに一 化して重くな った場 病院に れる仕 ぇ ケ

やむを得ない理由というものを申請書 遡るということでありますけれども、 おります。 た場合には三ヶ月遡 ます。法律上は原則一ヶ月、 月または三ヶ月間遡って医療費が助成 ような申請書を準備させていただいて 自治体への請求書も柔軟に対応できる できることとなっていますが、この できるようにしようということであ その場合には、 やむを得ない場合は三ヶ 申請が遅くても って医療費を支給 何かあ 角

その にチ 体の方でそれを見て体調悪かったから していただければ、百パーセントとは 調が悪かったというところをチェ 言いませんけれども、 いったことが記載されてあります。 るということになっています。 せなかったんだろうということで溯 理 ゙エ その中には体調が悪かったからと 由 ツ 三をチェ クボ ツ ッ クスをつ クしてい 基本的には自治 ゖ いていっ ただきま ツ て、

ります。 な申請書をご用意させていただいてお いと、遡れないという仕組みでは !素な仕組みで遡りが可能となるよう すごく難しいことを申請書に書 かな

11

と連携することという、 定みたいなものを書かせていただいて この間の十月一日施行の部分では、難 病相談支援センター あると思っております。 引き続き今後の課題ですが、 々は疾病が大変だということに加え 福祉や就労といったものに課題が 福祉関係者や就労支援関係者 が連携すべき主体 v 今回の法律、 わば理念規 難 病 0

> 改正の概要 職病・小復患者のニーズは多岐にわたり、こうしたニーズに適切に対応するためには、福祉や銭労支援など地域における関係者の一腸の関係を依を図っていくことが重要であることから、職病相撲支援とクーの連携が、化きは使して、相談関係者が必要支援を開発された。 小児慢性特定疾病児童等の成人期に向けた支援を一層促進するとともに、成人後の各種支援との連択化に取り組む必要があることから、詐病の協議会と同様に、小幅の地域協議会が法定化されるととも離解と小個の地域協議会画の連携努力義務が新設された。 就労に関する支援を行う者 関係機能支援センターが 中心となり、関係機能が 連携して支援 -福祉に関する支援を行う者 -

携していくのかいったところは手探り きの課題かと思っています。 な部分もございまして、 ます。 ただ、 具体的にどの 今後の ように連 引き続

Ŕ 患 うことであります。 援を進めていかなければならないとい とでありますけれども、やはり自立支 してどういったことが必要かというこ これも去年の十月一 0) 今までも、自治体の方が小児慢性疾 今度は小児であります。 児童の自立支援のために色々な 日ですけれど 小児に対

支援してはどうだろうかとか、 きりになってしまいますの の子供の兄弟、 を支援してはどうだろうかとか、病気 支援ですね。 てはどうか。 みてはどうか。 交流支援患児の子供同士の交流をして ますけれども、 サービスをしてくださいと法律には書 トを支援してくださいですとか、 いてあります。 病気の子本人だったり、 通院に行く時に付き添 あとは就労支援、 親が病気の子に付きっ 家族同士で交流してみ 療養生活支援レスパイ 例えば右側の方でやり 兄弟だった で、 兄弟を またそ 介護者 -10-

努力義務化ということで自治体が努力 そういったメニューは今までもありま 学習支援をしてはどうだろうかとか、 改めて規定しております。 した。それを義務化ではないですが り、学習が遅れるかもしれませんので、 してみてほしいということで、

かというのをまず把握しましょう、こ 分の地域でどういった子供たちが して、実態把握事業で自治体の方が自 この中で新しい事業も入れており を新たに事業として入れています。 どういったニーズを持っているの ŧ 11

玉 のは当たり前と感じるかもしれません れども、 年の が、ニーズを把握しましょうという 皆さんからすれば、 十月一 あえて法律に今回入れて、 日から施行しておりま 役所、 自治体、

この登録者証を発行させていただきま です。 田さんからお話がありました登録 難病 の方は軽症 であっても

す。希望する方から申

請

があれば発行 ドを登録者

をして、マイナンバーカー

を重視してほしいという御要望もあ

難病ですから、

よりプライ

バシー

ハローワーク等 (3) 無数マイナンバー連携を集化 また、腕数マフリの反射による アンタルをも伸起 Se 市町村(福祉部門)・開高福祉サービス 84

ただいている診断書、 思っています。 て、 行を希望する場合には紙で出させて みたいなところを目指していくものと れが障害者手帳のように一般的になっ ただくということにしております。 証とすることもできますし、 少し技術的なお話になってくるかも n これを見せたらこういうサービス 医療費助成の申請時に提出して タベースというものが既にありま ませんが、 玉 に は難病と小 これを全部デー 紙 での 慢 発 0) 11

> ています。これも色々議論がありま も使っていただけるという仕組みにし せんので、これをこの や住所といった個人情報は入っていま ました。ここのデータベースには名前 究していただくということで使って とか役所の中の制度をつくる時のデー を何に使っていたかというと、 人情報に配慮しつつ、 または研究者の方にお渡しして研 1 難病・小慢データベースの法定化 (令和6年4月1日施行) スとしてとってあります。 製薬会社 四 - T 月一 厚生労働省 日 ロの方に いから個 厚労省 それ

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR增刊第10244号

ます。 シー つけられればというふうに考えており を作ってほしい、 ますし、 いと、色々なお声をいただいています。 っていただいて、 厚 生労働省としては、 には配慮をし、 れがこの 少しでも製薬会社 これに役立ててほ 四 月から始まったこ 新たな創薬に結び 製薬会社 当然プライ が新し 0) 方に 11 L 薬

であります 13 わ W る遺伝学的検査、 が、 今年の六月から ゲ) Ĺ 歩 検 査

0

ます。

とであります。

とやっていて、 たBで検査をして違った、 b では、 らある疾患が疑われ 男 のような伝え方はできていまし 合わせをするためにゲノム検査という なというのを判断した後に、 の子が します。 のをしていて、やはりAだった、 Aでゲノム検査して、 医師がこの子はAという疾患だ 41 て、 例えば、 初めての診断に結び 臨 床 てい 経過や身体 発達の遅 、る場合、 違っ これをず その答え n た、 た。 があ 所見 ま か 0

えて、 しますと、 子検査を使えるようになります。 それぞれどれだかわからな りました。 診療報酬が下りないという仕 くまで続けていました。そうしな はCでしたとか、 BかCかなと思った時に、 の時に保険が使えないということであ わからないという状態によくなり、 病が炎症所見だと似たような症状 生方から言われているのは、 なっていたためです。ただ、 ことが出てきますので、 ABCのどれかだが、 そこで検査をかけると、 今度の六月からは、 Aでしたとかと 初めての診断 医 11 現 どれ 師 が 色 が遺 A B C 場 組 々 な難 みに で見 0 いう か Α 11 実 は 先 لح か

令和6年度診療報酬改定 遺伝学的検査の見直し (令和6年6月1日施行)

X歳男児。乳児院より中等度の発達の遅れがあり、臨床経過や身体所見等から疾患Aが疑われ、 疾患Aと類似の臨床症状を呈しろる疾患として、疾患の(*処理が極めて複雑なもの」に該当)疾患の(*処理 が複雑なもの」に該当)、疾患の(*処理が極めて複雑なもの」に該当)等があるが、臨床所見等からの絞り

が複雑さんのに該番目、条拠DV 知堪か極め、は無値なむが」には317で、2000、128 込みは困難であった。 複数の条例に係る遺伝子検査が保険収載されることで、疾患Dの遺伝子更異が検出され診断が早期に確 定し、適切な医療管理が可能となることが期待される。

難病患者に対する診断のための検査を充実させる観点から、同一検体を用いて複数の適伍子疾患に 対する適伍学的検査を行った場合の評価を解設する。 (高血学制機制)

(集合経験を5年以上教育各別的の保護が1名以上を置きれていること、488、別様的様は期待のダノム的形に係る例定の特徴 予定数の思わせっていること。

* p p

※健康·生活衛生局難病対策課作成

・診断目的に疾患Aに係る 遺伝学的検査を実施 →除性

X歲男男 - 我児類より免遣の遅れあり - 身体所更から、間接的に疾患Ad/疑われた

らになります。 ことであります。 が今までよりは 早くなって これが今度の六月 11 くと いう

野が他 というの まだゲノム検査自体で治療に結び 検査とかゲノム検査の仕組みは難病 診 ありがたいことに、こういう遺伝 断 <u>つ</u> は は非常に少ないのですが、 分野よりも進んでい かなり有効になってきて まし て、 早

「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」及び 「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり疾者を必要とする児童等の 健全な背点に係る嫌疾の推進を図るための基本的な方針」の改正について ■ 臨病の患者に対する医療等に関する法律(平424年32年30円、以下「無病点」という。)第4条第1項において 原生力能大限は、関係の選出される医療医療協会的な事態を紹介が改革を与な方針(以下「無病未わお) にいう。予定が会対けれなら記してとされている。 ■ 原生労働大陸は、服務基本方針について、少なくそも万年ことに基本方針に再換材を加え、必要があると認 の表と自は、これを愛するものとうれている。 2025年18. よびを重要するものとことにいる。
また、児童指述法(原和22年活律第16日)第21条の5第1項において、厚生労働大臣は、良質かつ選切な小児 管性哲学疾病療を支援の実施での必の疾病児童等の建全な音波に長る嫌病の進金を忍るための基本的な方針 (以下「小標基本分針」という。)を害めなければならない。こととされている。 などの<u>医療提供体制の構築や原養生活環境の整備に関する施策の進展、制度改正等</u>があったことから、<u>これ</u> ら<u>を中心に反映しつつ、医療・保健・福祉・就労、教育等の現場において課題となっている事項への対応等</u> 未続的込み ■ 適用時期は、改正後の難病法及び児童福祉法の規定がすべて施行される<u>令和6年4月1日</u>とする。

も五 ております。 年、 病 七年ぶりに改正させていただ づく基本方針というも

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR增刊第10244号

には、 ことも書 入れていきたいということを書いてい には難病の 雇用とをしっかりやっていこうという 今後新たに力を入れていこうと思って かもしれませんが、 いることであります。 ちょ 繰り返しになりますが、 っと細かい字ですので読 V 方の災害時の支援にも力を てありますし、 赤い字のところが 例えば、 右の下の方 右の 福 8 祉 な

慢と難病と違い 課題の一 つとして疾病数が、 のスライドになり

めに助成するという発想でやっていま

に推進することかの長。 難成対策は、社会福祉その他の関連機能と連携しつつ、総会的に施策を実施する。 が必要、また、小学はよ力計を出まえつつ実施されることが必要。 本力計は、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは見直り

は、 慢、 童の育成と家庭の負担 りまして、 思 ますと、 数が大分違います。どうなるかと てるためと、 違う制度として作ってきて小慢の方 あります。なるべく少なくしようと 療費助成がなくなるというパターンが 療費助成がありますが、それ以降は医 ってはいるのですが、難しい 上から二行目 七百八十八、 十八歳または二十歳までは 半分言い訳ですが、 まさに負担を軽 日的 児童の健全育成と家庭の負担軽減 下記の4要件を満たす疾病を社会保障書議会 労働大臣が指定。 難病、 の目的のところで児 「軽減、 三百 対策者 減するた 子供を育 远 今まで 面もあ 干 4 で 矢 11

小児慢性特定疾病と難病の比較① (他の施施体系 (がん、循環総病など) 対象とする。

を探すということでやっています。

す。

難病

0

方は負担の軽減と治療方法

おりまして、 は至極当然だなというふうには思 くなるのかといった思いを持たれるの してもらっていたのに、二十歳から亡 すれば、何故、 難病とで医療費助成があったりなか 援するんだという発想でやっていって にはありません。それは子供だから支 先ほど言ったような患者数が一定数に いようには進めていきたいと思って たりするというケースがあります。 達しないことみたいな要件が子供の方 いますので、そういった部分は小慢と 何 御本人、患者、またその家族 が変わってくるかとい なるべくここのずれは 十八歳まで医療費助 ますと、 って から 当 成 0 -13-

が、ここに移行期医療支援セン え直す必要があるとも思っております かなかうまくいっておらず、 いこうということで始めていますが うものを平成三十年度からつくって これは移行期支援であります 作戦を考 ターと

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025 年 2 月 14 日発行 SSKR 増刊第 10244 号

ないの まだ四 ういったところにわざわざ別途お金 ましたが、 7 談に乗り 七自治体 人を配置 医療支援センターと銘打って、 るぐらいです。 つて、 御相談に乗るという発想でやって いません。ですから、 の役 干 して、 ますというのがなかなか 看板建てかえて、 屰 七自治体 難病の連 割 右 ほとんどありますので、 厠 今までは、 子供から大人へ 0) 難 談 单 九つし 病拠 の役割を担)携拠点病院は四 L 点病院 年に二つ増え 移行期 小児移 か設置 、移行 そこに っても 0 方に 一でき 0) 行



7 たことのノウハウを移行期の方に入 るのを自然とやってい 手伝ってもらうというような相談をす またはずっと自分で診るけど、 士が話し合って次の まして、そこでこう、ふだんは医師 も子供から大人になることは当 難病を診ている病院、 it な いかなと思 っています。 医 、ます。 公師を紹る そう 一然あ 41 n

自治体というの

が、

ほとんどの自治体

-14-

百三十七自治体中、

百三十五

小児慢性特定疾病と難病の比較③ I明特別対策指進事業)在宅難病患者一時入院等事業(レスパイト等))難病患者地域支援対策指進事業(医療相談、訪問相談・ · 児慢性特定疾病対策等総合支援事業 ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用目給付事業 8城生活支援事業(※跨害福祉施第) D日常生活用具給付等事業(※隨害福祉施第) (必須事事)

○相談支援事業
(努力股票等
(努力股票等
)

○無整理事業
(60/137位32年
○無整理事業
(60/137位32年
○相互立改支援事業
(21/37位32年
○対理支援事業
(22/137位32年
○子の他の向立支援事業
(23/137位32年
○子の他の向立支援事業
(23/137位32年
○子の他の向立支援事業
(23/137位32年
○子の他の向立支援事業
(23/137位32年
○子の他の自立支援事業

らえないだろうかというふうにも思 います。 つ

般 0 介する、 たまに 病院 つ 同 で いうのは 0) 事業の実施状況で、

自治体 体の けれ 思っています。 りますが、 しましたので、 援事業になると百三十七自治体中、 十七自治体中、六十自治体、療養生活支 が事業を実施していただいております この 自治体と実施率が下 事をやりながら難 方に 自治体によっ 病 0 間 0 方からお話を聞きますと、 0 参加してい 担当 十月に、 やはりもう少し多く 実態把握事業になると百 者は県に ただ、非常に難しく 始まったばかりでは ては 改 病 ただきたい 、めて努力義務化 がってきます。 0) 人の 支援をやって 人か二 人が他 の自 人と さ 小 0 あ

いるといった状態があります。

聞くと、難病の患者団体の方と会った するといったことは、 ことがないと仰います。 都はまさにこういった団体があるので 面もあると聞いています。多分、 いいと思いますが、 小慢の子供たちの療養生活を支援 当者に新たな事業を起こした 他の県の方に話を なかなか大変な

県庁の人のところに話をしに行こうと ころに来ていただいて、 い、ニーズを把握していない、ここが われることがあります。 いう発想が余りない。だから、県庁の 体がない、あっても非常に数が少なく、 をお伝えすると思いますが、 い、そんな話は聞いたことはないと言 人たちに聞くと、困っている人はいな 自治体になりますと、県の中に難病団 いただけますし、東京都はまさにこの 国規模の患者団体の方に、私たちのと 体がありますので、 私たちは国の役所の職員なので、全 東京都にはお話 要望を出して ニーズがな 小規模な

> の六十自治体なのですが、 う、ここで考えたいと思っています。 をしっかりやっていく、やってもらお

すれば、そういった方でも把握しやす と思っています。その中で、 者団体の友達がほしいのか、そういっ その患者の兄弟を診てほしいのか、 と休みたい時に子供を預けたいの があって、何をしているのか、 で、まずは自分たちの自治体にどう 業をやるということはあり得ませんの れないかと思っています。 いようなツールのようなものを国で作 人か二人ぐらいしか担当者がいないと するようなことができるようにしたい たニーズというところから、まず把握 いった患者さん、どういった患者団体 やはり、 ニーズがわからない中で事 県には一 ちょっ か

1

たらというふうに思います。 いった人たちにも働きかけていただけ 道府県とか中核市ですとか、 よって、患者団体の方々には是非、 そう

ということ、また、

特に小慢ですが、

自立支援をしていきたいと思っていま

支援というものに力を入れていきたい

あって解消には向かいますが、

移行期

重ねてきましたので、そこの段差が 方の数が多く、比較的緩やかに指定を 慢と難病の経緯が違っていて、

小慢の

最 後、

まとめ

のスライドですが、

小

都

まずはここ

最近課題に感じていること・・・

- 考え方の異なる小慢と難病 (移行期支援・自立支援)
- 地方自治体の窓口 2
- 難病の定義(働き方) 3

も医療費の助成がまず大きな業務とし 体の方々に、 いただけるように、 その中で地方自治体の方々、 難病のことをよく知って 地方自治体の方々 難病団

態把握事業というところの百三十七分

つの課題だと思っておりまして、実

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR増刊第10244号

ていきたいと思っております。変ではありますが、少しずつ働きかけてあって、それにプラスアルファで大

三番目、働き方というのを書かせていただきましたが、今後の大きな課題というのは、やはり難病の方々がいかに働いていくかということだと思います。最近、この障害者の法定雇用率の中にも難病をといった御要望などもありますし、今度は働き方というのを書かせてを入れていかなければというふうに思っています。

一方で、働き方部局の方に聞くと、種多様です。薬でコントロールしている状態だと、お元気で、他の方と全く変わらず働ける人もいれば、働くのにものすごい困難を抱えている人もいて、これを一括りで法定雇用率の中に入れるのが、どういうアイデアがあるのかというのを悩んでいるようです。そういった一つ一つの課題をクリアして、働き方に注力をしていくべきではないか思っています。

どうもありがとうございました。る課題を紹介させていただきました。も、難病の範囲と、あと最近悩んでいもし雑多な話にはなりましたけれど

【講演を聞いて】

そして、「小児慢性特定疾患」の経緯では、「平成二○年、消費税が八%から低五千円で、それ以上の治療費は国民のみなさんが払った消費税から払っていたがけることになった」との話を聞いて、お費税が難病患者にも使ってもらえていたことを再確認しました。

一日施行)へ繋げられ、相談支援事業か患自立支援事業の強化(令和五年一〇月おける支援体制の強化、小児慢性特定疾受けられる仕組みの整備に続き、地域に受けられる仕組みの整備に続き、地域に

へと進むようです。

本語・小慢のデータベースの法制化(令用六年四月一日)が施行され、以後、プライバシーに配慮されながら、製薬会社にもデータは開示されるとのことです。 また、令和六年六月一日から、診療報酬の改定が行われ、「遺伝学的検査」の関直しも行われるとのこと。保険が使えるので、病名確定が早く出るようになります。なかなか病名がつかなかった希少ます。なかなか病名がつかなかった希少ます。なかなか病名がつかなかった希少ます。なかなか病名がつかなかった希少なが、対しているのではないかと考えました。

わかりやすく掲載されています。
されました。資料には、活用イメージがにする「登録証」を発行する事業が創設にする「登録証」を発行する事業が創設がの各種支援を円滑に利用できるよう

とを喜ばしいと感じました。 (吉田記)感じたと同時に、小慢・難病患者のためにも丁寧に答えてくださって、お人柄をにも丁寧に答えてくださって、お人柄を

りやすかったです。

小児慢性特定疾患と難病の比較もわ

か

令和7年度東京都予算に関する要望事項

福祉局・保健医療局 【全体要望】

期原因究明 難病の早期原因究明と難病の研究予算を増額、 難病の早

研究予算を増額し、 るとともに、多くの難病患者を抱える都の難病対策を充実 認の新薬の導入や新技術の開発の早期実現を国に働きかけ い。また、難病の原因究明やゲノム医療や再生治療、 難病の早期原因究明について、 難病の早期原因究明に努力してくださ 東京都においても難病の 未承

2 ピア相談室」の拡充 「難病相談・支援センター事業」における「東京都難病

① 難 築をしてください。 支援センター事業としての一体感のある組織形態の再構 よう、機能の一元化をしてください。東京都難病相談・ 談となります。難病相談と支援がワンストップでできる 談、患者によるピア相談は、 病患者にとって病気にまつわる相談と生活面での相 連携することで効果的な相

②難病患者が日常生活を安心してできるよう、 演会等を事業としてください。 験者による日常療養相談会や、 多職種による日常療養講 専門家や経

③難病に関する啓発活動のイベント開催等をピア相談室の 事業としてください。

④東京都の小児慢性特定疾病児童等自立支援事業のピアカ

ウンセリングを東京都難病ピア相談室と連携した事業に してください。

⑤成人した行き場のない小児慢性特定疾病患者とその家族 からの相談を東京都難病ピア相談室の事業としてくださ

3 拡大 東京都単独事業による難病対策事業の拡充、 指定難病の

200疾病程度です。障害者手帳を持たず、 病(令和6年4月現在)と疾病名が一致しているものは、 788疾病(令和3年11月1日現在)、指定難病341疾 でも単独事業として検討してください。 ない成人先天性疾患患者に対する医療費助成制度を東京都 定難病の拡大をしてください。また、 東京都単独事業による難病対策事業の拡充を図 小児慢性特定疾病 指定難病でも b,

4 「難病対策地域協議会」未設置区の早急な設置の推進

てください。また、 いします。 23区内「難病対策地域協議会」未設置区に早急な設置し 設置区の当事者連絡会議の設置をお願

5 難病患者の「登録者証」につい

けられるようにしてください。 録者証」で東京都の施設や交通機関の利用料金割引等を受 強化してください。 ことになりました。障害者手帳の対象でない難病患者も「登 令和6年4月から難病患者に「登録者証」が発行される また、 一般社会への啓発も

ト菱伐骨添り、オドピン発育して建物品6.介護報酬、障害福祉サービス等について

障害福祉サービス等報酬の増額の提案を行ってください。スが利用できるようにしてください。国に対して介護報酬、の高い患者)が十分な介護保険サービス、障害福祉サービの護職員等の人材不足を解消して難病患者(特に重症度

7. 障害福祉サービスの利用について

周知徹底してください。れ、かつ区市町村ごとに異なることなく実施されるように保険法と障害者総合支援法の適用に係る適切な運用が行わ切に支給決定され、利用できるようにしてください。介護障害福祉サービスの利用が難病患者の障害に応じて、適

8.難病患者や長期慢性疾病患者の災害対策について

社避難所の整備を引き続き進めてください。医療・福祉支援が受けられるよう、難病患者に適した福 区療・特に難病患者や長期慢性疾病患者が、継続的に

動要支援者の避難場所としてください。②今後、建築される公共施設等には、災害発生時に避難行

てください。 ③個別避難計画作成が進められてない地域の作成を促進し

9.医療機器を使用する在宅難病患者の非常用電源等の確保

て非常用電源等の確保に努めてください。常用電源設備の備えは重要となっています。今後も継続し医療機器を使用する在宅難病患者にとって蓄電池等の非

害対策、非常用電源対策に関して10. 人工呼吸器等を使用する難病患者や医療的ケア児者の災

よる非常用電源整備の取組促進を行ってください。いるところはほとんどありません。引き続き区市町村に取っていますが、市部自治体ではそうした事業を行っての給付」事業または独自事業によって支給する対策をの経付」事業または独自事業によって支給する対策を

ター(カーインバーター)を加えてください。 ださい。また、この事業の対象品目にDC/ACインバーおよび医師が積極的な協力を促す広報周知を強化してく整備事業」の申請に人工呼吸器管理を担当する医療機関

入院」ができるような仕組み作りを推進してください。援計画の作成」を更に進めるとともに、災害時の「避難③人工呼吸器を使用した重度の難病患者の「災害時個別支

「難病患者在宅レスパイト事業」の対象者について

11

肢や下肢に著しい障害がある」等の難病患者を含めてくだ人工呼吸器使用難病患者以外の「気管切開をしている」「上「難病患者在宅レスパイト事業」の対象者は、東京都独自で

12. 「在宅難病患者医療機器貸与・整備事業」の利用について

を考慮した都単独事業としての利用を認めてください。者であっても病状の特性等の事情、災害対策としての使用うに国へ求めると共に障害者総合支援法に含まれる難病患の事業が診療報酬制度によるレンタルでの利用ができるよ「在宅難病患者医療機器貸与・整備事業」の継続、またこ

から令和8年度)の具体的な取り組みの推進について13. 第十期東京都障害者・障害児施策推進計画(令和6年度

課題に対応した、効果的な施策を実施してください。30年に行われたものです。5年に一度程度に行われるものですので、今年度実施を期待しておりますが、同時に、平成27年に行われて以来、実施されていない小児慢性特平成27年に行われて以来、実施されていない小児慢性特に、

②計画の中に表記されている課題には「難病患者への就労の計画の中に表記されている課題には、「難病相談・支援とンターでのが、取り組む企業への助成」とありますが、取り組んでいく主な施策の中には、難病相談・支援という一でのが、取り組む企業への助成」とありますが、取り組んでいく主な施策の中には、難病出談・支援というには、「難病患者への就労る取り組みを進めてください。

14. 「医療意見書」の費用について

単独事業として実質無料化してください。への情報提供負担協力支援金のような形にして、東京都のべの情報提供負担協力支援金のような形にして、東京都のができなければ、例えば「小児慢性特定疾病登録センター」意見書」取得にかかる費用を、無料にしてください。それが見慢性特定疾病医療費助成を受ける際に必要な「医療小児慢性特定疾病医療費助成を受ける際に必要な「医療

との連携について15. 小児慢性特定疾病対策地域協議会と難病対策地域協議会

児童福祉法の改正により、小児慢性特定疾病対策地域協

携を進めてください。 ことは大変重要ですので東京都でも両協議会の積極的な連移行期医療にとって両協議会で共通課題として議論される務化されたことを受け、東京都も協議会を開始されました。議会が法定化され、難病対策地域協議会との連携が努力義

「移行期医療支援センター」取り組みについて

16

後も取り組みを積極的に進めてください。期医療支援センター」が開設して4年近く経ちました。今故医療が受けられるよう、研修や相談機能を持つ、「移行を行期医療において、成人への移行期にある病児が適切

新生児スクリーニングについて

17

駅いします。 新生児スクリーニング対象の疾病数の拡大、無償化をお

18. 都立病院について

- ②都立病院が大災害発生時や感染症拡大時、難病患者に対り、難病患者の医療の確保と維持に努めてください。後退することなく、今後も継続的に機能強化・拡充を図①都立病院が地方独立行政法人化により難病患者の医療が
- 予定の病院名称に「神経」を残してください。(供する中心的な病院として機能強化・拡充を図り、整備(3東京都立神経病院が今後も神経難病の先進的な治療を提応できる設備や体制の強化・拡充を図ってください。
- めてください。)他の都立病院においても脳神経内科医の確保と維持に努

【疾患別要望】

1. 膠原病

1-1. 膠原病は、全身の病気であり、治療が効果的に働いて病状が落ち着いた状態「寛解」と、再び病気が勢いいて病状が落ち着いた状態「寛解」と、再び病気が勢いいて病状が落ち着いた状態「寛解」と、再び病気が勢いいて病状が落ち着いた状態「寛解」と、再び病気が勢いいて病状が落ち着いた状態「寛解」と、再び病気が勢いいてください。

1-2. 次の感染症拡大が発生する前に、基礎疾患のある 支援体制を強化してください。指定難病の中人に対する支援体制を強化してください。指定難病の中であったとしても、有事に公共交通機関の利用(特定のであったとしても、有事に公共交通機関の利用(特定のであったとしても、有事に公共交通機関の利用(特定のであったとしても、有事に公共交通機関の利用(特定のであったとしても、有事に公共交通機関の利用(特定の支援体制を強化してください。

のワクチン等、受けさせてもらえるようお願いします。の公費で、コロナワクチンやインフルエンザ、帯状疱疹と生死に関わるため、特定医療費(指定難病)受給者証1-3. 膠原病は免疫抑制剤で治療しているので感染する

2. パーキンソン病

中、難病の中では患者数の多い(約18万人)パーキンソ2-1.社会保障給付費の増大が財政上の課題と言われる

ぎは.^。 ン病の重症度基準を変更しないよう、国に働きかけてく

3. 進行性筋萎縮症

3 1. 障害福祉サービス等給付費」を創設しましたが、 が実現するよう利用者負担軽減のために、 伴って障害福祉サービスから介護保険への制度移行にお すよう要望いたします。 京都からも各自治体に周知し実施を促進していただけま 治体には未だ実施していない自治体が多くあります。 れる事例も生じています。シームレスで円滑な制度移行 自己負担額の増大といった生活の大きな変化がもたらさ いて、介護支援区分の著しい相違、サービス量の減少、 65歳以上という年齢を迎える方もまれではありません。 も進んでいます。当会の対象疾患である各種筋萎縮症も 医学医療の進歩によって難病者・障害者の高齢 国は「新高 都内自 額

3-2. 地震や風水害などの自然災害ばかりでなく外部要の確保が促進されることを要望します。 の確保が促進されることを要望します。 の確保が促進される国際をはじめ各種医療機器を使用する在宅期の非常の事別を上げや負担軽減策等によいて難病者・障害がただき感謝いたします。 今後さらに、「蓄電池導入促いただき感謝いたします。 今後さらに、「蓄電池導入促す。人工呼吸器をはじめ各種医療機器を使用する在宅期による恒常的な電力供給逼迫による停電が危惧されるの確保が促進されることを要望します。

3-3.障害福祉サービスが広範多岐にわたるにつれ複雑さ

が容易に利用できる環境が生まれるよう要望します。 手続きの緩和や適正な対価報酬の実現等により、利用者 十分な数があるとはいえず、また特に難病を対象として 十分な数があるとはいえず、また特に難病を対象として 事業所の重要性は増しています。しかし、地域自治体に 事業所の重要性は増しています。しかし、地域自治体に を増し、サービス等の相談に乗ったり利用計画を作成し

3-4. 東京都障害者・障害児施策推進計画の基本理念において「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」おいて「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」が謳われていますが、昨今の訪問系介護ヘルパーの不足が謳われていますが、昨今の訪問系介護ヘルパーの不足が謳われていますが、昨今の訪問系介護ヘルパーの不足が高かれていますが、昨今の訪問系介護ヘルパーの不足が高かいで、

4. リウマチ

自己負担額を軽減してください。 JAK阻害薬を必要とするすべての患者が使えるように4-1.関節リウマチの高額な治療薬である生物学的製剤、

てください。 の積極的な治療ができるよう、都単独で医療費助成をし4-2. 発症して間もない早期の患者が生物学的製剤など

ことなく継続してください。4-3. 心身障害者医療費助成制度(マル障)を後退する

介護サービスを拡充してください。 同居家族がいても必要とする家事援助、移動支援など、痛みや倦怠感などの日内変動を考慮してください。また、4-4. 介護保険の認定において、リウマチの特性である

筋萎縮性側索硬化症(ALS)

5

いします。 修(特定の者対象)」の継続と需要に合った実施をお頤5-1.「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研

ヘルパーに向けた取組みを促進させてください。都独自の介護ヘルパーの確保・育成・定着に向けた介護5-2.日常的な介護ヘルパー不足を解消するために東京

中高・専門学校等)を企画してください。 京都の障害福祉人材対策への支援活動)、課外授業(小ら必要な支援についてメッセージを伝えるイベント(東成に向けた取組みとして、難病患者(障害者)当事者か5-3. 福祉の理解、介護ヘルパーの人材確保・定着・育5-3. 福祉の理解、介護ヘルパーの人材確保・定着・育

5-4. 行政が障害支援区分認定のための申請の条件とし5-4. 行政が障害支援区分認定のための申請の条件としいします。

6. 心臓病

独事業とすることを検討してください。 てください。国の助成制度が拡大されるまでは、都の単療費助成を受けていた患者の医療費助成を国に働きかけ6-1. 20歳以降も治療継続が必要な小児慢性特定疾患医

績を教えてください。6-2.移行期支援コーディネーターの配置数や役割、実

器移植コーディネーターの増員をしてください。 ください。また丁寧な説明と対応が可能となるよう、臓族に提供の意思を選択提示できるような体制を検討して臓器提供について、都立病院での脳死状態の患者のご家6-3. 心臓移植を求めて、いまだに渡航する病児がいます。

7. 血液の疾患

考慮をお願いします。 剤治療で改善する人もいるのでリスクの低い人について利治療で改善する人もいるのでリスクの低い人について人もいるということで難病指定に入ってないが免疫抑制て下さい。また、骨髄の働きが悪い高齢者やがん化する7-1.低リスク不応性貧血を都単独助成対象疾病 に入れ

8.脊髄小脳変性症・多系統萎縮症

る評価既定の徹底をお願いします。 に介護保険によるリハビリ事業者へ難病リハビリに対すた切られるケースが続いています。打ち切られないようち切られるリハビリについて、改善が見られないと打8-1. 介護保険によるリハビリの利用において、理学療

ファブリー病

9

9-1. ファブリー病患者は、月2回の定期的な点滴治療9-1. ファブリー病患者への通院が、患者の人生に及ぼす全身の病のための多科への通院が、患者の人生に及ぼする患者の100%が在宅点滴治療を望んでいます。る患者の100%が在宅点滴治療を望んでいます。る患者の100%が在宅点滴治療を望んでいます。る人上に及ぼする患者のがある。

9 2 その一翼を担うものと考えます。こども基本法の下、東 を可能とすることが重要であると考えます。 めてください。 負担し、 むよう、検査に要する費用を国と東京都が責任を持って いて、新生児マススクリーニング検査の導入が円滑に進 査事業の更なる拡充を図り、 京都における施策として、新生児マススクリーニング検 意であり、新生児マススクリーニング検査事業の拡充は 安心して子育てができる社会を構築することは都民の総 中、子どもが健やかに生まれ育つための環境を充実させ、 患は他にも数多く存在します。 治療により、病状進行や障害発生の予防が期待できる疾 新生児期のスクリーニングによる早期診断 確定診断を含めた検査体制の整備を総合的 疾患の早期発見、 少子化が急速に進行する 東京都にお 早期治 早期

の生活」に必要な設備としています。ファブリー病患者9-3.厚労省は、エアコンを「健康で文化的な最低限度

え時においての購入費を助成してください。○別減の観点からも、新規購入及びエアコンの買替などの症状があり、エアコンの無い生活は考えられませは低汗や体温調整が出来ない、また体温上昇による疼痛

10 ゴーシェ病

10-1. 重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業の拡充10-1. 重症心身障がい児へも対象を拡大していただきたいでていない障がい児へも対象を拡大していただきたいでていない障がい児へも対象を拡大していただきたいです。また、現状では介助家族(特に母親)が休息や労働時間を確保することが困難なケースもあるため、利用頻時間を確保することが困難なケースもあるため、利用頻時間を確保することが困難なケースもあるため、利用頻時間を確保することが困難なケースもあるため、利用頻時間を確保することが困難なケースもあるため、利用頻能である。

10-2. 医療的ケア児対応が可能な短期入所施設の増設

場に重度障害を有する医療的ケア児では24時間にわた る人工呼吸器の管理、夜中も含めた3時間おきの体位交 を大いるような、医療的ケア児が子供らしい生活を過ご が、国立成育医療センターもみじの家(世田谷区)に代 な、国立成育医療センターもみじの家(世田谷区)に代 ないるような、医療的ケア児が子供らしい生活を過ご せるよう、学び・遊びにも配慮した医療型短期入所施設 せるよう、学び・遊びにも配慮した医療型短期入所施設 ではな の各市区村町での設置を希望しています。

10-3.喀痰吸引等の資格を持つヘルパーの増員

いて、通学の際に人工呼吸器管理とたん吸引の対応をた気管切開/人工呼吸器を必要とする医療的ケア児にお

があるという声が挙がっています。有するヘルパーの数が少なく、通学が困難となるケース乗する対応を依頼しているケースでは、たん吸引資格をん吸引資格を有するヘルパーに依頼、介助者(親)へ同

10-4.福祉車両を使用した移動支援の拡充

築や拡充を希望しています。
の利用に耐えうるものではなく、福祉車両送迎体制の構用が可能ではありますが、毎日の通学や定期的な通院で交通機関の利用が非常に困難です。福祉タクシー券の利党過敏や情緒の不安定さがある重度の発達障害児は公共人工呼吸器装着や喀痰吸引が必要な医療的ケア児、聴人工呼吸器装着や喀痰吸引が必要な医療的ケア児、聴

10-5. 訪問入浴サービスの拡充

道やしていただきたいです。 入浴は衛生ケアという側面だけでなく、障がい者に り心と体を健康に保つために必要なことです。重症心身 り心と体を健康に保つために必要なことです。重症心身 で、市区町村と契約している事業所を増やし利用頻度を で、市区町村と契約している事業所を増やしる外 で、市区町村と契約している事業所を増やしていただきたいです。 単やしていただきたいです。

-6. 医療的ケア児の卒後の居場所の拡充

10

立と社会経験のための居場所となるような生活介護事業助者の雇用及び職業の安定のため、また、患児本人の自齢に伴い毎日の介助に大きな負荷がかかっています。介献学年齢(16-18歳)以降では介助者(主に親)の加

ような施設の拡充を望んでいます。 世れた地域で、生活介護事業所や訪問看護・ヘルパーな間れた地域で、生活介護事業所や訪問看護・ヘルパーな用せざるを得ないようなケースもあるため、本人が住み親亡き後の居場所として、入所施設についても他県を利所 (入浴つき)の拡充を希望しています。本件と同様に、

【全体要望】

- よう、国に働きかけてください。 害者雇用促進法上の法定雇用率に算定(カウント)できる持っていることに限定されないはずです。難病患者も、障1.障害者雇用促進法の対象となる障害者は、障害者手帳を
- 励金・助成金の実績を教えてください。を、ぜひ事業主に周知してください。また、それぞれの奨安定雇用奨励金」「東京都中小企業障害者雇用支援助成金」2.「東京都難病・がん患者就業支援奨励金」「東京都障害者
- 回の出張相談ができるようにしてください。
 置して、渋谷区広尾の「東京都難病ピア相談室」に、月1
 ガーリ現状2名を、1名増員して、ハローワーク渋谷に配東京労働局に依頼して、東京都の「難病患者就職サポー3.難病患者への就労支援として、ハローワークを統括する
- 企画しておりますので、協力してください。する就労支援シンポジウム」を、今年度中に開催したいと4.東難連では、難病患者の就労支援として「難病患者に対

- るようにしてください。 らず、就労してからも、仕事と療養の両立支援が受けられ5.難病患者の就労には様々な障害があります。採用時に限
- 病患者の採用を推進してください。開始しました。東京都においても障害者手帳を持たない難用とは別枠で障害者手帳を持たない難病患者の職員採用を一難病患者の就労について、他県では今年度より障害者雇

6

【疾患別要望】

1. 進行性筋萎縮症

自治体に周知広報してその実施を求めてください。が多いのが現状です。東京都においてもこれらの事業を主体が区市町村であるためか、まだまだ未実施の自治体労支援特別事業」が国により創設されていますが、実施労支援特別事業」が国により創設されていますが、実施計問介護利用者大学修学支援事業」や「重度障害者等就1-1. 重度障害者のための就学・就労支援として「重度

2. 心臓病

立支援」が受けられるようにしてください。ます。採用時に限らず、就労してからも、仕事と病気の「両2-1. 心疾患を抱えながらの就労には様々な障害があり

3. 筋萎縮性側索硬化症(ALS)

に努め、従事してください。また、障害者手帳を持って担当者は、難病の疾病特性や療養等の知識と理解の向上就職サポーター、区市町村障害者就労支援センター等)3-1.難病患者の就労相談窓口(ハローワーク難病患者

いない難病患者の就労支援も推進してください

5

【全体要望】

- も柔軟に対応してください。
 また、就学後の状態の変化等により、病児の通学先の変更また、就学後の状態の変化等により、病児の通学先の変更教育委員会、学校、保護者が十分な話し合いを行い、病児1.就学先の決定については、病児と保護者の希望を尊重し、
- れるよう支援をしてください。
 ト)を作成・活用し、その子に合った適切な教育を受けらの児童・生徒には「個別の教育支援計画」(学校生活支援シー2.普通学級においても、支援を必要とする難病や慢性疾患
- 会を設けてください。
 ディネーターの研修などで、患者家族の意見を直接聞く機がイネーターの研修などで、患者家族の意見を直接聞く機や養護教員への病状についての研修や、特別支援教育コー3.難病や慢性疾患についての理解を深めるために、教職員
- 4. 酸素吸入、たんの吸引、導尿等、医療的ケアを必要とすく、就学できるよう環境整備をしてください。 普通学級においても、保護者の付き添いがないまだに寄せられています。親の付き添いについては、文いまだに寄せられています。親の付き添いについては、文ら、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき」という事例がまで、就学できるよう環境整備をしてください。

学べるようにしてください。おいては、パソコン、簿記、経理等の就労に役立つ教科を実させてください。特に特別支援学校病弱部門の高等部にしいものがあります。ICTを活用したキャリア教育を充しいものがあります。ICTを活用したキャリア教育を充・難病及び慢性疾患の児童生徒は、体力を使う就労には厳

【疾患別要望】

1.進行性筋萎縮症

いただくよう要望いたします。
バリアフリー教育や教職員への研修機会の拡充を図ってかれる事案の発生を防止するためにも、生徒児童の心ののいじめや差別、教職員による暴言や体罰等の虐待が疑ー-1.疾患の無理解や認識不足に起因して、生徒児童間1-1.疾患の無理解や認識不足に起因して、生徒児童間

1-2. 数年前、他県で筋ジストロフィーの生徒がスクールバス内で痰づまりのため亡くなるという事故が発生しルバス内で痰づまりのため亡くなるという事故が発生しました。学校内だけでなく、スクールバス内や校外学習ました。学校内だけでなく、スクールバス内や校外学習の徹底、マニュアル等の整備・内容の再確認、対応訓練の徹底、マニュアル等の整備・内容の再確認、対応訓練で表した。 学校内だけでなく、スクールバス内や校外学習を実施してください。

手話通訳や視覚障害介助者等の専門職の配置など、バリう、障害者用トイレやエレベーター等の設備の設置や、者等も安心して避難できるユニバーサル避難所となるよ在籍する障害児童生徒にとどまらず地域の高齢者や難病1-3. 学校施設は災害時の福祉避難所となる場合もあり、

します。 アフリー環境を実現できるような予算措置の強化を要望

1-4. 当会対象疾患である各種筋萎縮症の児童生徒は、重度肢体不自由という側面が強く、適切なICT機器の前によって身体の残存機能を十分に発揮することが可能です。そうした児童生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、将来の就労にもつながるよう、パソコン・タプ伸ばし、将来の就労にもつながるよう、パソコン・タプーで、終歴を教育現場で活用していただけるよう、難病・ で工機器を教育現場で活用していただけるよう、難病・ で工機器を教育現場で活用していただけるよう、難病・ で工機器を教育現場で活用していただけるよう、難病・ を対象疾患である各種筋萎縮症の児童生徒は、

2. オスラー病

3. ゴーシェ病

3-1.医療的ケア児対応の放課後デイサービスの増設

す。介助者の勤労も含めた社会参画のために医療的ケアす。介助者の勤労も含めた社会参画のために医療的ケアと付きっきりの生活を送っているケースもありまなのニーズに対して圧倒的に少ない状況です。医療的安たん吸引)/胃ろう)を受け入れてくれる放課後デイ要たん吸引)/胃ろう)を受け入れてくれる放課後デイリていますが、医療的ケア児(気道切開(人工呼吸器・知的障害児や発達障害児の放課後デイはその数が充実

の構築もご検討いただきたいです。の情築もご検討いただきたいです。の資金面の助成など民間事業者への行政のサポート体制の放課後デイの増設を希望しています。また、そのための放課後デイの増設を希望しています。また、そのための検察もご検討いただきになって自宅での入浴が困難な人のための入浴設備を持児を安心して預けられ、本人も楽しく通え、身体が大き

3-2.医療的ケア児用スクールバス

もった制度の拡充を希望しています。
ステーションの看護師に同乗してもらう等、柔軟性をケースが確認されています。普段利用している訪問看護利用することができず、介助者(両親)が送迎しているになっていますが、学校に在籍する看護師不足のために近年、医療的ケア児のためのスクールバスが利用可能

▼登録者証とは?◆

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。

(医療費助成の対象とならない方にも交付されます。)

【登録者証の交付】

原則として、マイナンバー情報連携を活用するため、

マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、

マイナンバー情報連携が活用することができない状況に

ある時は、申請者の求めに応じて書面による交付も可能です。

特定非営利活動法人 東京難病団体連絡協議会

22 総 会

日時:令和6年5月26日(日)午前10時30分

場所:東京都難病ピア相談室

東京都

なり

ź し

事長

から 議

お

葉を頂きまし

た。

田

晶

宏

本難

セ

]

ラー 重 疾点、 長 院 11 て、 病 議 に、 松岡 昇NP 介しました。 病 京良県 員、 患 者会関 全 恵子理事 膏協 東 \mathcal{O} 支部 0 が 他 法 長 メッ と日 人 茨城 石

録署名人に、

原

田

理

事 を

長

日

選本

出オ

今回 お 分 11 年協定 んから、 て開 五 月 IJ 催 の利 言され 十 東 モ 京六] - ト併用の 日十法 都 難 人 病ピ 日回 東 京 0 午会難 開 ア 催 相 前 は病 ع 十 談 団 な 室 時 令 体

ま し

承認さ

和式記

報 事

告を が、

敬

監 案

て報和

告 Ĺ

続事が

第

几

号

第三号議

令

年 宮

度

監

五

年

度 事

収

支決算

を

袁 案

の報

五清

務

局

が

恵の報

長の

和

Ŧī.

年

度

事

事 案

長 0

が

第五号議案の

令

年度事 した。

業計

画

案

六を原

久 事 、東京都議会自由 東京都保健医療局、 東京都保健医療局、 東京都保健医療局、 生理の Ē 定 刻 となり、 司 多美子 会 0) 事 ・スト 主業問 長、 保 塚 務 の整 0 健 賓 ŋ 都 菅 政 祝 会 担 司 議 東 当 策 野 辞 原副 لح 田理

民主党の西沢けいた幹事長、東京都議団のたきぐち学幹事を、日本共産党東京都議長、日本共産党東京都議長、日本共産党東京都議長、日本共産党東京都議団のたきぐち学幹事を、明党のまつば多美子のり子厚生委員、東京都議会自由民主 議会議 政 会員立団 調 査 言憲の 会会京弘課部

> 任案を定の定款を 認され 支予算 議 事 閉 は 会の辞し まし 案を清 終了 原田 変更案と第 た。 しました。 理 たの 事 宮 長 理 で、 七事 が 、第六号議 提案し、 総会は、 提 議 大塚副理 長を解 Ü お開 0 役 きと 員議度田 事 承選案収理議括查理令告 長

なり、 催となりまし 会場とリー部は、午後 モ 後 1 時 1 のハイブから講習 イ 演 ブ ij ッ

から 課 か 健] ら 長 康 原開 な講 みの **当** 田 た課 生 理 対 時 策演 活 事 病 州に衛 題 を 長 0 A策を考える に講師をお願い 開生局山田章 で してい こをテ いただきました。 現 生の 状 司 問題点を ĺ E題点をわり マ い平厚 担し 難 生 労 夕 当 病 当課人が一次の対象を 1 た。 か n

ŋ 美 子 事 務 局 を 選 任 1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR増刊第10244号

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会 第 22 回総会 式次第

<開催日> 令和6年5月26日(日)

<会場> 東京都難病ピア相談室

総 会 午前10時30分~12時(リモートで開催)

- 1 開会の辞
- 2 理事長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4. メッセージ紹介 (来賓退場)
- 5 議長選出
- 6 議事録署名人の選任
- 7 議事

第1号議案 令和5年度事業報告

第2号議案 令和5年度収支決算報告

第3号議案 令和5年度監査報告

(質疑応答) 一括承認

第4号議案 令和6年度事業計画(案)

第5号議案 令和6年度収支予算(案)

第6号議案 定款変更(役員)(案)

第7号議案 令和6年度役員改選(案)

(質疑応答) 一括承認

(議長解任)

8 閉会の辞

午前 11 時 40 分~12 時 第 224 回理事会





第2部 講演会 午後1時~2時 (会場とリモートのハイブリッド開催)

テーマ 「これからの難病対策を考える 担当課長からみた課題」 講 師 厚生労働省 健康・生活衛生局 山田章平難病対策課長

【令和5年度事業報告書】

令和5年4月1日~令和6年3月31

日

講

師

東京都福祉保健局保健援の取組

政

策部

担

当課長

1 東京難病団体連絡協議会事業

(1)第21回総会

F前 0 号0分~ 2 号時:令和 5 年 5 月 28 日(日)

所:東京都難病ピア相談室午前10時30分~12時

場

・東京都福祉保健局 保健政策部賓 (リモート・ビデオメッセージ)

来

東京都議会自由民主党間永久美子疾病対策事業調整担当課長

都民ファーストの会東京都議 菅野弘一 政務調査会長

中山信行 幹事長代理都議会公明党

たきぐち学

幹事長

寸

和泉なおみ、幹事長日本共産党東京都議会議員団

西沢けいた 幹事長

(メッセージ)

疾病団体協議会、全国腎臓病協議会等北海道、宮城県、茨城県、三重各難病連、日本難病

テーマ:難病法の改正概要と東京都の難病患者支講演会(リモート)午後1時30分~

間永久美子疾病対策事業調整

(2) 「難病になっても展 2023」

催、東京都、渋谷区、港区の後援、フランスベッド東京都難病ピア相談室と東京都立中央図書館で開令和5年5月23日(難病の日)~5月27日

、(株)日立ケーイーシステムズの協賛

来場者数96名

(3)行政及び都議会への働きかけ

①都議会ヒアリング(令和6年度東京都予算に関す

ストの会、立憲民主党令和5年8月29日(火)(対面)自民党、都民ファー

之 令和5年8月31日(木)(対面)公明党、日本共産

局・教育庁)②対都交渉(東京都保健医療局・福祉局・産業労働

③「各種団体からの東京都予算に対する知事令和5年11月30日(木)(対面)

ヒ

こアリ

局長、保健医療局長、福祉局長令和5年12月14日(木)小池都知事、副知事、財務ング」(対面)

モート併用による。 新型コロナウイルス感染症拡大防止4)理事会開催

のため、

IJ

(5)2 1 1 回 東難連」 「〜第221 第 35 号 口 理 事

令和6 年3月発行

5

(6)受取助。 東京都共同募金会様 成成金

Ō 0

(8)難病対策地域協議会未設置区に設置要望(7)パッチワーク教室 毎月開催

(9)厚生労働

省に対する要請・

陳情、

令和

6

年

4

月

4

問 直 接訪

障害保証 4 月 月 26 日 に、 関 世 に、 (地副大臣に要望書を手交して面談 部 健康·生活衛生局、 保険局、 職業安定局等の担当者 医薬局、 老健局、

2 東京都 難病相談・支援センター事業

(東京都難病ピア相談室事業)

ジピア相談の 生活における相 実施 談 電 話 • 面 相談者 接等による日常 1, 028名 • 療養

(1)

養相談事

②難病患者・家族の交流会等開催 加者 3

(4) (3) 係情報の提供成・支援(会議 患 者 及び患者会等の自 |資料室における情報提供及び各種難||(会議室の貸出) 参加者 40 主 的な活動に対する育 参加者 5名 病 0

(5) (6) 報提供)難病患者等日常生活 難病患者及び患者会等の自主的な活動に関する情 用具展示コー ナー iz おけ Ź 情

> 報 0 提 供

> > 利用者合計 1, 7 43名

療養相談事 業の

ピア相談 0 実

る相談、午前10時から午後4時まで) 電話・面接等による日常生活

療養生活にお

け

者研修 都の難病セミナー等を修了したピア相談員 国立保健医療科学院が実施する難病患者支援従 (難病相談支援センター職員研修) や東京

患者・ 年間 间開設日数243日 243日 243日

相談者合計 1, 0 28 名

0 相 名 談 区 分 電 話 966 名、 来所 面 接 62 名、 その 他

居 住 地 23 区 102502 名名 3 県 125名、 125名、 海¹⁶⁹ 外^名、 島しょ

0名、都内不詳 02名、他県12名、海外 0名、 (対象疾患群:神経・筋疾患10名、代謝系疾患12名、 不明 13名) (属 性:本人 75名、家族 23名、関係機関 である。 (対象疾患群:神経・筋疾患10名、他県12名、海外 0名、

器系疾患10名、血液系疾患17名、腎·泌尿器系疾皮膚·結合組織疾患9名、免疫系疾患15名、循環 骨·関節系疾患33名、内分泌系疾患12名、

呼吸器系疾患9名、患11名、骨·関節系 その他(病名不明・診断未確定)15名)は遺伝子に変化を伴う症候群7名、難病全般29名、 機能系疾患1名、消化器系疾患1名、 視覚系疾患8名、聴覚・平衡 染色体また

皮症 レン症候群、 SA)、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、シェーグ 縦靭帯骨化症、 大腸炎、全身性エリテマトーデス(SLE)、 談 以上位10 10 |疾病:パーキンソン病、系統萎縮 脊髄小脳変性症 (SCD)、潰瘍性 皮膚筋炎/多発性筋炎、全身性強 $\widehat{\mathbf{M}}$

関すること82 582 複数 (関係機関紹介先:複数 難病相談・支ること14名、その他61名 関すること582 (内就労相談34名)、 療養に関すること190 支援に関す 名、生活に

ケアマネ、 40 名、 都疾病対策課14名、区市町村11名、医療機関2名、 学校0名、 多摩難病相談・支援室10名、 相談支援事業所1名、 施設0名、 難病相談・支援センター 患者会10名、 ハローワーク2 保健所24名、 その他6

*その他は、他県の難病相談支援センターや難 ども支援全国ネットワークなど 漏子

②難病患者・家族の交流会等の実施

膠原病患者交流会

毎月第2火曜日、 13 ... 30 \(\) 16 ... 00

合計

77 名

5月

12

Н

希少難病患者さんの

▶脊髄小脳変性症・多系統萎縮症患者交流会 、 奇数月第3水曜日、 4

名

偶数月第4木曜 Ė 13 . . 30 (16 00

筋萎縮性側索硬化症 A L S 患者交流会

52 名

(奇数月第3金曜日、 13 ... 30 , 16 ...

呼吸法を取り入れた音楽療法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 910止

③患者及び患者会等の自主的な活動に対する育成 参加者合計

)難病情報資料室における情報提供及び各種難病! 40.5 支援 (会議室の貸出

名

⑤難病患者等日常生活用具展示コーナーにおける情 (4) 報提供 係情報の提供 関

6 報 難病患者及び患者会等の自主的な活動に関する情 の提供

その他の活動 (関係機関への支援等)

①各種会議への参加

合計83名

4 月 19 日 東京都福祉保健財団人材養成部福祉。ター事業関係者連絡会 令和5年度第1回難病 相 談 支援セン

6月 23Н 令和5年度第1 材養成室 回障害者ピアサポ

Ì

1

人

研修検討委員会

7 月 25 日 第十期東京都障害者施策推進協議会第

合計

94 名

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR増刊第10244号

1月9日 東京都障害者差別解消地域委員会 6mサポート研修検討委員会	令和5年度第5回障害者ピア当	者施策推進部地域生活支援課就労専門部会	障害者施策推進協議会第 3差別解消地域委員会 3	動推進課ヘルプカード 2 生活文化スポーツ局都民生活部地域活 1	5回專門邬会 令和	月13日 令和5年度第4回障害者ピアサポート 11月3日 令和5年度第4回障害者ピアサポート 11月4日 第一其項項者隆急者が競技が議会第	0月4日 第片阴東京祁章害皆拖策推進協議会第 令和 3回専門部会 令和 9月15日 第十期東京都障害者施策推進協議会第 ②難病: 研修検討委員会	和5年度第3回障害者ピアサポート障害者差別解消地域委員会 3ー事業関係者連絡会	和5年度第2回難病相談・支援セン 3回専門部会 1	研修検討委員会 1日 令和5年度第2回障害者ピアサポート 1日 1回専門部会
月26日 目黒保健所の膠原病患者交流会に参加会に参加	6月13日 目黒保健所のパーキンソン病患者交流な調整	摇	29 18	5 29 25	和6年1月19日 新宿区難病対策地域劦議会月21日 多摩立川保健所難病対策地域協議会月36日 多摩小平難病対策地域協議会	10 6	5 対 年 等	めて委員として参加) 月28日 小児慢性特定疾病対策地域協議会(初研修検討委員会	月18日 令和5年度第6回障害者ピアサポート月29日 東京都特殊疾病対策協議会専門部会7回専門部会	月25日 第十期東京都障害者施策推進協議会第ター事業関係者連絡会 ター事業関係者連絡会

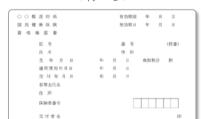
3 3 2 1 11 難 月月月 月月月 月月病 27 11 23 24 24 ピ 日日日 日日 日日 ア 相	10 9 月 月 23 25 · · · 24 26	9 月 月 24 23 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2 12 月 月 14 4 日 日	月 20
フランスベッド新機種の体験会 日本光電 AEDのバッテリー交換 福祉局健康安全部 誘導灯の取替作業パッチワークを贈呈 順天堂医院の難病相談支援センターに非常口灯の取替作業	接センター職員日 国立保健医指導者養成研修品 「障害者ピ	の維病医療構演会神経難病における嚥下障害とリハビリ明会の称をを変費助成区市町村向け説の参加	に参加町田市保健所の多系統萎縮症の講演会参加	参加参加の多系統萎縮症交流

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

● 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>



- ※ 保険者によって様式・発行形態が 異なります。
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。 ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。
- ▼イナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、従来の健康保険証の 有効期限がきれる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。 ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された 方には同様にお届けします。

令和5年度 事 業 報 告 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会

1 事業の成果

東京都から受託している東京都難病ピア相談室事業は、利用者が1,743名となりました。ピア相談は、難病患者とその家族のピア相談員が担当しました。ピア相談員は、全員がピア相談員養成研修を修了しており、同じ仲間として寄り添って相談を受け、患者に対する精神的な支援活動や、患者及び患者会の自主的な活動に対する育成支援が評価されました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者の 範囲及び人数	支出額 (千円)
各種相談事 業 5,945千 円	難病ピア相談の実施	平日(午前10 時から午後4 時まで)	東京都難病ピア相談室	延べ486名	不特定 1,028名	5,945
患者及び家族の自主的な活動に対	難病患者・家族の交流会 等の実施(音楽療法・交 流会等の開催)	月1回程度(6 疾病等)	東京都難病ピア 相談室	延べ 35名	不特定 310名	54
する育成・支 援54千円	会議室貸出等の実施	午前10時から 午後4時まで	東京都難病ピア 相談室	延べ45名	不特定 405名	0
難病情報等 の提供 60千 円	難病情報資料室における 情報提供及び各種難病 関係情報の提供	平日(午前10 時から午後5 時まで)	東京都難病ピア相談室	2名	不特定	60
	難病患者等日常生活用 具展示コーナーにおける 情報提供	平日(午前10 時から午後5 時まで)	東京都難病ピア相談室	2名	不特定	0
	患者及び患者会等の自 主的な活動に関する情報 の提供	平日(午前10 時から午後5 時まで)	東京都難病ピア 相談室	2名	不特定	0
小計					1,743名	6,059
管理費						818
合計						6,877

令和5年度 活動計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会 (単位:円)

			<u> </u>
科目		金額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	194,000		
賛助会員受取会費	5,000	199,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	168,656	168,656	
3 受取助成金等			
受取助成金	200,000	200,000	
4 事業収益			
単病相談支援センター事業収益 単病相談支援センター事業収益	6,117,525	6,117,525	
	0,117,323	0,117,323	
5 その他収益			
普通預金受取利息	24		
その他の受取利息	26	50	
経常収益計			6,685,231
Ⅲ 経常費用			-,,==.
1 事業費(難病相談支援センター受託事業)			
①ピア相談事業			
(1)人件費			
給料手当	4,978,100		
法定福利費	17,366		
人件費計	4,995,466		
(2)その他経費	1,000,100		
	10E 700		
通信費	105,733		
印刷費	127,129		
事務用品費	20,604		
消耗品費	17,451		
交通費	678,074		
その他経費計	948,991		
ピア相談事業計	5,944,457		
	, ,		
②患者会等の支援事業	54,000		
③情報提供啓発事業	60,830		
事業費計		6,059,287	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
	- 0		
(2)その他経費	40.04=		
事業活動費	46,617		
通信費	81,378		
印刷費	291,500		
消耗品費	2,290		
事務用品費	169,083		
デ	210		
推費 	32,631		
減価償却費	193,710		
その他経費計	817,419		
管理費計		817,419	
経常費用計		2,	6,876,706
当期正味財産増減額			-191,475
			-181,470 4.175.104
前期繰越正味財産額			4,175,104
次期繰越正味財産額			3,983,629

令和5年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会

科目		金 額(単位:円)
I 資産の部 1 流動資産 現金預金 現金 普通預金 振替貯金 郵便貯金 流動資産合計	24,141 21,934 448,650 2,948,404	3,443,129	
2 固定資産 什器備品 固定資産合計	581,130	581,130	
資 産 合 計			4,024,259
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 未払金 前受金 預り金 流動負債合計	14,520 8,000 18,110	40,630	
2 固定負債	0		
固定負債合計	0	0	
負債合計			40,630
Ⅲ 正味財産の部 前期繰越正味財産 当期正味財産増減額 正 味 財 産 合 計		4,175,104 -191,475	3,983,629
負債及び正味財産合計			4,024,259

令和5年度 財産目録

令和6年3月31日現在

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会

科目		金 額(単位:円)
			·
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	24,141		
普通預金 三井住友銀行	21,934		
普通預金 興産信用金庫	0		
振替貯金	448,650		
郵便貯金	2,948,404		
定期預金 興産信用金庫	0		
定額郵便貯金 貯蔵品(郵便切手)	0		
対象品(郵便切子) 流動資産合計	U	3,443,129	
川		3,443,129	
2 固定資産			
2 固定資産 	581,130		
固定資産合計	301,130	581,130	
四尺只左目前		001,100	
資 産 合 計			4,024,259
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	14,520		
前受金	8,000		
預り金	18,110		
流動負債合計		40,630	
2 固定負債			
田中在住入司	0		
固定負債合計		0	
 負 債 合 計			40,630
K			40,030
正味財産			3,983,629
			3,333,320

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR増刊第10244号

監查報告書

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会の、令和 5 年度の活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、総勘定元帳、振替伝票、領収書等の会計帳票について点検し、この法人の財産の状況を監査した結果、正確かつ適正であることを確認いたしました。

また、事業報告書、役員名簿、社員名簿を確認し、理事会等に出席して理事に意見を述べ、理事の業務執行の状況を監査した結果、 適正に執行されていると判断しましたので、ご報告申し上げます。

令和6年4月28日

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会



令和6年度事業計

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会事

要望を直に説明し、 事や各都議会議員団とのヒアリングにおいて、患者会の課題を解消して、要望を実現していきます。また、都知 いきます。保健医療局、福祉局、産業労働局、教育庁等長期慢性疾病、障害者の療養生活向上に向けて活動して東難連は、東京都と一緒になって、難病患者・家族、 に働きかけ、その結果を行政担当者から直に説明を受け、 東京都予算に関する要望事項」の実現をめざします。 協力を要請していきます。

(2) 都内(特別区等)の難病対策地域協議会への積極的な取 り組みをしていきます。

対策地域協議会の設置と当事者を委員として参加できる「難病対策地域協議会」未設置の特別区に対し、難病 ように要望していきます。

(3) 取り組みをしていきます。小慢対策の「慢性疾病児童等地域支援協議会」 積極的

生社会の実現を目指します。 進めて、患者・家族が尊厳をもって療養生活を送れる共 ります。両協議会が連携することで移行期医療を解決し、「難病対策地域協議会」と同様な取り組みをしてまい データーを提携することで新たな医療への取り組みへと

さらにレベルアップを図り充実させていきます。また対地域社会の中や、各患者会でもピア相談ができるよう、(4)ピア相談員養成研修の充実化・拡大を図っていきます。

象疾病数の拡大は利用者の要望であり、

悩みも複雑化し

てきていることに応えていきます。

(5) 内容の充実を図り、 情

者・家族に関する最新の情報(医療・行政)報発信していきます。 知盟団体や東京都在住の難病患者・家族、報発信していきます。 を提供して 長期慢性患

> 情報をタイムリーに発信していきます。特に会報誌にはいきます。また同時に自治体や国の難病対策に関しての 広告募集にも力を入れていきます。

⑥財政基盤の充実を図ってまいります。

申請や寄付金、広告の募集を責返りこれ、していく必要があります。そのために各種助成金、難病連業務を拡大・充実する場合は財政基盤を強化 請や寄付金、広告の募集を積極的に取り組んでいきます。 0)

(7)年に2回の最新医療情報による患者・ 家族の為の医 **上療講**

加盟団体からの要望を踏まえ、総会時と下期に医演会を実施します。

組みにチャレンジしていきます。 演会を実施します。 『難病になっても展』や勉強会も含め常に新し

W

取

療

(8)東京を基盤とする希少難病を含む、難病・長期慢性疾難連の役割(全国に発信)を果たしていきます。者団体や道府県の難病連とも連携し、東京に存在する東加盟団体の増加を図り、また、他の身体・精神等の障害

いきます。また東京に存在する東難連の役割・責任は、患の患者会を募り、ともに活動できるよう拡大を図って 常に新しい医療・難病対策の情報を得、 信していく役割があります。 全国・各地に発

(9)どの地域で暮らしても公平・ できるように発信します 公正な医療サービスが享受

公平があってはならないことです。医療格差を是正し、区や市によって、在住する患者への医療サービスに不 患者サイドに立って発信し続けてまいります。

(10)|東難連の活動は特別区 (各市)、東京都 (自治体) から国 労省)まで拡大した取り組みをしていきます

連だからできる仕組みを取っているからです。ります。こうした立体的な取り組みが出来るのは、東東京都と一緒になって国への要望にも力を入れてま 東難

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR増刊第10244号

令和6年度 事 業 計 画 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会

1 事業実施の方針

原因や治療法が不明の病気(難病)等によって困難に直面している患者や家族を対象として医療療養相談事業、 原因の早期究明と治療法の早期確立のための調査研究事業、医療と福祉の向上並びに社会援助に関する事業等 を行ない、難病問題の社会的啓発と対策の発展に寄与することを目的とする

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	事業費の 予定額 (千円)
各種相談事 業 5,962千 円	難病ピア相談の実施	平日(午前10 時から午後4時 まで)	東京都難病 ピア相談室	延べ480 名	不特定 2,400名	5,962
患者及び家 族の自主的	難病患者・家族の交流会 等の実施(音楽療法・交 流会等の開催)	月1回程度(6 疾病等)	東京都難病 ピア相談室	延べ54名	不特定 240名	96
な活動に対 する育成・支 援 96千円	会議室貸出等の実施	午前10時から 午後4時まで	東京都難病ピア相談室	延べ72名	不特定多数	0
	難病情報資料室における 情報提供及び各種難病 関係情報の提供	平日(午前10 時から午後5時 まで)	東京都難病 ピア相談室	2名	不特定多数	60
難病情報等 の提供 60千 円	難病患者等日常生活用 具展示コーナーにおける 情報提供	平日(午前10 時から午後5時 まで)	東京都難病ピア相談室	2名	不特定多数	0
	患者及び患者会等の自 主的な活動に関する情報 の提供	平日(午前10 時から午後5時 まで)	東京都難病 ピア相談室	2名	不特定多数	0
小計						6,118
管理費						810
合計						6,928

令和6年度 活動予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会

(単位:円)

			(単位:円 <i>)</i>
科目	4	2	預
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	10,000	210,000	
2 受取寄附金	ŕ	,	
受取寄附金	400,000	400,000	
3 受取助成金等	,	,	
受取助成金	200.000	200,000	
4 事業収益		,	
難病相談支援センター事業収益	6,117,525	6,117,525	
5 その他収益			
普通預金受取利息	35		
その他の受取利息	40	75	
経常収益計			6,927,600
Ⅱ 経常費用			
1 事業費(難病相談支援センター事業)			
①ピア相談事業			
(1)人件費			
給料手当	4,980,000		
法定福利費	22,000		
人件費計	5,002,000		
(2)その他経費			
通信費	120,000		
印刷費	120,000		
事務用品費	18,000		
消耗品費	18,000		
交通費	684,000		
その他経費計	960,000		
ピア相談事業計	5,962,000		
②患者及び家族の自主的な活動に対する育成支援	96,000		
③難病情報の提供	60,000	0.440.000	
事業費計		6,118,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当 人件費計	0		
(2)その他経費	├		
事業活動費	50,000		
尹未心勁負 通信費	80,000		
印刷费	280.000		
交通費	10,000		
消耗品費	10,000		
事務用品費	170,000		
サイカバル ログ	15,890		
減価償却費	193,710		
その他経費計	809,600		
管理費計	333,300	809.600	
名		555,000	6,927,600
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			3,983,629
次期繰越正味財産額			3,983,629
S ACCOUNTS — ALONG CE BA	1		0.000.020

令和5年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1)固定資産の減価償却の方法

什器備品の減価償却は定額法によっています。

2. 使途等が制約された寄付等の内訳

内容 共同募金受取補助金200,000円を会報発行に200,000円使用する 期首残高 0円 当期増加額200,000円 当期減少額200,000円 期末残高 0円

3. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

						<u>\+ </u>
科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産 什器備品 (コピー機)	968,550	0	0	968,550	△387,420	581,130
合計	968,550	0	0	968,550	△387,420	581,130

定款変更

変更前

(種別及び定数)

第13条 2 理事のうち1人を理事長とし、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

変更後

(種別及び定数)

第13条 2 理事のうち1人を理事長とし、3人以内を副理事長とする。<u>また、必要な時に、理事会の議決を経て、1人を専務理事、2人以内を常務理事とすることができる。</u>

(選任等)

第14条 2 理事長及び副理事長、<u>専務理事、常務理事</u>は、理事の互選とする

(職務)

第15条 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。<u>また、理事会の決議に基づいて、専務理事は、この法人の業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。</u>

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とするが、任期末日後の最初の総会が終結するまでとする。

ただし、再任を妨げない。

(顧問及び参与)

第20条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は理事会で選出し、理事長がこれを任 免する。

2 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、又は理事会に出席して法人の活動や運営に助言をすることができる。

変更前の第20条~第58条は、変更後、第21条~第59条となる。

附則 9 この定款は、令和6年5月26日から施行する。

令和6年度 役 員 名 簿

特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会

令和6年5月26日選任

役名	フリガナ		
	氏 名	所 属 団 体	備考
理事	ヤマモト カオリ 山本 香織 (通称 武藤)	理事会推薦(東京大学医科学研究所教授)	再任
理事	センドウ アケミ 仙道 明美	全国膠原病友の会東京支部	再任
理事	ムラカミ ヨシタケ 村上 敬丈	東京都パーキンソン病友の会	新任
理事	タヌマ ケイソ゛ウ 田沼 敬三	(一社)東京都筋ジストロフィー協会	新任
理事	ョコミソ゛ クミコ 横溝 久美子	NP0法人東京腎臟病協議会	新任
理事	キョミヤ ソノエ 清宮 園恵	(公社)日本リウマチ友の会東京支部	再任
理事	オオツカ タカシ 大塚 貴司	日本ALS協会東京都支部	再任
理事	クカハシ ミキュ 高橋 美紀子	東京都心臓病の子どもを守る会	再任
理事	ヤスイ マサェ 安井 マサエ	再生つばさの会東日本支部東京の会	再任
理事	シミズ リョウ 清水 竜	東京都脊柱靭帯骨化症患者会	再任
理事	tカムラ モトコ 中村 元子	認定NP0法人全国脊髄小脳変性症・多系統 萎縮症友の会(関東地域)	再任
理事	ハラダ ヒサオ 原田 久夫 (通称 久生)	(一社) 全国ファブリー病患者と家族の会 (関東ブロック)	再任
理事	マツオカ ノボ・ル 松岡 昇	NPO法人日本オスラー病患者会 関東支部	再任
理事	おシ ケイコ 星 恵子	NPO法人全国ポンペ病患者と家族の会関東 支部	再任
理事	マツハ゛ラ ヒデュキ 松原 秀幸	(一社) PSP・CBDのぞみの会	新任
監事	サイトウ ユキエ 斉藤 幸枝	東京都心臓病の子どもを守る会	新任
監事	ɔガ アキヒロ 古賀 晃弘	日本ゴーシェ病の会	新任
		理事 せい 道 が	理事

「難病になっても展2024」

期 間:2024年5月20日~25日

会 場:東京都難病ピア相談室(広尾)・東京都立中央図書館

テーマ:難病になっても働きたい!

―社会とつながりたいあなたに寄り添う―

5月20日(月) 就労についてのお話と交流会





講師:東京都多摩難病相談・支援室 東京都難病就労コーディネーター 保健師 松本由美氏をお招きして、膠原病患者交流会とコラボ

5月21日(火) 展示・福祉機器の紹介と相談



〈参加者の声〉

- ・交流会に参加しました。手帳もなく、就労のチャンスも少なく どのような生活基盤が作れるの かわかりません。
- ・相談する場がなかったので、他の患者さんとお話できて安心しました。

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行) 2025年2月14日発行 SSKR増刊第10244号

5月22日(水) 就労相談会(初めての試み) 参加者23名

相談会:難病患者5名参加(重症筋無力症他)

相談員:飯田橋ハローワーク (難病患者就職サポーター) 東 和子氏

東京都難病就労コーディネーター 富松ちひろ氏

※民間の就労支援に携わる方々も参加

5月24日(金) 展示・福祉機器の紹介と相談・自費出版の紹介



自費出版の紹介(協力: 幻冬舎ルネッサンス)



福祉機器の紹介



患者会の展示



パッチワーク作品展



おひとり おひとりに 合った施術を行います!

ご存知

ですか??

自宅や高齢者施設で 受けることができる



訪問鍼灸・マッサージの事

国家資格を持った施術師が **ご自宅まで**お伺いいたします。





健康保険適用

高額療養費 対象 介護保険 併用可

※健康保険適用には、医師の同意が必要です。

お問い合わせは下記より!まずはお気軽にご相談ください。

● KEIROW 50 0120-558-916

HITOWAライフパートナー株式会社 KEIROW事業部 〒108-6215 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 【受付時間】9:30~18:00 【定休日】土・日・祝

KEI-151

(令和7年度版)

東京都難病ピア相談室 (東京都広尾庁舎内)

疾病別ピア相談 (電話・面談)

日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員(難病患者・家族)が対応します。面談をご希望の場合は、 事前に電話にてご予約ください。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
膠原病 骨・関節系疾患	バーキンソン病 血液系疾患 ファブリー病(第3火曜日)	潰瘍性大腸炎 リウマチ オスラー病(第3水曜日)	網膜色素変性症 ハンチントン病 脊髄小脳変性症 多系統萎縮症	心臓病 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 重症筋無力症(第2金曜日)

2 難病患者・家族の交流会等 (要予約)

患者さん・ご家族同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行います。事前に電話にてご予約ください。

内容	実施日時		
膠原病患者交流会	毎月第4月曜日 午後1時30分から午後4時まで		
パーキンソン病等いきいき交流会	毎月第2火曜日 午後1時30分から午後4時まで		
希少難病患者さんのための交流会	奇数月第3水曜日 午後1時30分から午後4時まで		
脊髄小脳変性症・多系統萎縮症患者交流会	偶数月第4木曜日 午後1時30分から午後4時まで		
呼吸法を取り入れた音楽療法	毎月第2金曜日 午後1時30分から午後3時まで		
筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者交流会	奇数月第3金曜日 午後1時30分から午後4時まで		

3 日常生活用具展示コーナー

4 難病に関する資料の提供

用具について説明を受けることができます。

難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できます。

5 患者及び患者会等の自主活動への支援

患者会の自主的な活動や地域住民と患者団体との交流等を育成・支援するため、会議室の貸出等を行います。 また、必要に応じてピア相談員を派遣します。希少疾病の方もご相談ください。

東京都難病ピア相談室へのアクセス

〒150-0012 東京都渋谷区広尾五丁目7番1号 東京都広尾庁舎1階

03-3446-0220 (相談専用) FAX番号 03-3446-0221

0 3 - 3 4 4 6 - 1 1 4 4 (予約·問合世専用)

開所時間 平日午前10時から午後5時まで

月曜

H

から金曜

日

「まで,

上記

0

疾

ます。

患別のピア相談員がお待ちして

(相談の受付は、午後4時まで)

度ですので、

ぜひ、

登録して使

害福祉サービスを受けられるよう

になりました。せっかくできた制

りました。

障害者手帳

13

軽症な方も、

就労支援

や地域 がとれ

0 な

障

家族の生活に法の

根拠

が明確は

Ü

な

域の生活 がなされ、

や就労など、

難 0

病

患

小慢と難病

連携、

地

ありがとうございました。 ム 最後までお世 ケ 1 コ 1 **/**\ 話になり ン 0) 村 山 こさん

ま

高橋美紀子

には、

相談事業の充実を図っていきます。 難病の新しいピア相談員を迎えて、 てみていただきたいです。 「難病ピア相談室」事業も、 希少

令和六年度は、 東難連No. 36号をお届けします。 難病法の見直

編

集

後

記

-47-

障害者団体定期刊行物協会、大二七七一九六一一郵便番号一五七一〇〇七三八東京都世田谷区祖師谷三一一一七一〇〇十三八東京都世田谷区祖師谷三十一十七十〇二八東京都世田谷区祖師谷三十二十十十十十十十十十十十十十

NPO法人東京難病団体連絡協議会加盟団体

令和7年2月1日現在

団 体 名	代表者	事 務 局 連 絡 先	電話番号 FAX 番号	
全国膠原病友の会東京支部	仙道明美	157-0073 世田谷区砧6-27-19 笑恵館	070-4076-6690	
全国多発性硬化症友の会 東京支部		休会中	090-7552-9472 (田村方)	
東京都パーキンソン病友の会	平峯 寿尹	165-0025 中野区沼袋4-31-12 矢野エメラルドマンション306	03-5345-7522 03-5318-3077	
(一社)東京都筋ジストロフィー協会	田沼 敬日	183-0004 府中市紅葉丘1-7-48 北沢方	042-302-2248	
NPO法人東京腎臓病協議会	戸倉 振-	- 170-0005 豊島区巣鴨1-14-8 中野ビル702	03-3944-4048 03-5940-9556	
(公社)日本リウマチ友の会 東京支部	喜多山美代-	161-0032 新宿区中落合4-2-6 喜多山方	03-6755-0392 同上]
日本ALS協会東京都支部	佐藤 弘二	- 125-0063 葛飾区白鳥1-12-9 青木方	090-4661-8510	
東京都心臓病の子どもを守る会	山口泰灣	111-0043 台東区駒形2-3-4-903	03-3845-2996	
再生つばさの会 東日本支部東京の会	安井マサコ	. 114-0015 北区中里三丁目17-10-103 安井方	090-1706-8361	
東京都脊柱靭帯骨化症患者会	清水 音	140-0013 品川区南大井5-1-6	090-3919-9787	
国分寺難病の会	白木 昭慧	185-0012 国分寺市泉町2-6-2-404	090-6034-4616	
認定NPO法人全国脊髄小脳変性症・ 多系統萎縮症友の会(関東地域)	中村 元子	- 170-0004 豊島区北大塚2-7-2-1F	03-3949-4036 03-3949-4112	
(一社)全国ファブリー病患者 と家族の会(関東ブロック)	原田 久生	107-0052 港区赤坂8-5-9-305	080-5720-2085	
NPO法人日本オスラー病患者会 関東支部	松岡 昇	104-0061 中央区銀座1-12-4 N&E BLD.7階	090-2521-7957	
NPO法人全国ポンペ病患者と 家族の会関東支部	星 和明	196-0002 昭島市拝島町4-14-38	090-8010-8167	
TOKYO · IBD	田中特	185-0032 国分寺市日吉町2-16-17	090-5761-9748	
日本ゴーシェ病の会	古賀 晃弘	116-0014 荒川区東日暮里6-23-7-702	090-3576-2815	
(一社)PSP・CBDのぞみの会	松原 秀幸	164-0001 中野区中野2-19-2 リードシー中野ビル3F	050-3488-1014	(4/1 より)
NPO法人表皮水疱症友の会	宮本恵子	. 107-0052 港区赤坂8-5-9-305 ふくろうの会気付	090-9332-3118	

この会報は、社会福祉法人東京都共同募金会の助成金の交付により作成されたものです。